

福知山市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

令和3年8月5日

福知山市監査委員 長 坂 勉

福知山市監査委員 柴 田 実

監査結果報告

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象年度

令和2年度

3 監査の実施期間

令和3年5月24日から令和3年6月3日まで

4 監査対象課等

市民病院事務部 総務課、医事課

大江分院 管理課

上下水道部 経営総務課、水道課、下水道課

5 監査の方法

監査対象課等から提出された監査資料、関係書類帳簿等を抽出して審査し、関係職員の説明を聴取して実施した。

6 監査の結果

おおむね適正に執行されているものと認めたが、一部適正を欠くものが見受けられたので、下記事項について、措置を求めるべきものと決定した。

なお、指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を通知されたい。

市民病院事務局 総務課（監査日5月24日から27日）

1 契約について

- (1) 入札や見積徴取において、提出された入札書や見積書の封印が遺漏しているものが複数あった。
- (2) 業務契約において、小額の発注に分割することにより、財務規則に基づく適切な契約手続がなされていないものがあった。また、誤った見積書を根拠に業務を発注しているものがあった。適切な契約事務に努められたい。

上下水道部 経営総務課（監査日6月1日から3日）

1 補助金等について

補助金交付団体から提出された交付申請書や実績報告書の受付後の事務手続きに長期間を要しているものが複数あった。適切な事務処理に努められたい。